

運用委員会準備会合規則（案）

（平成17年7月 日）

（目的）

第1条 この規則は、年金積立金管理運用独立行政法人法（以下「法」という。）第17条第3項の規定により準用する独立行政法人通則法第14条第1項の規定により事前に指名された者（以下「委員」という。）による会合の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（審議事項）

第2条 本会合は、法第15条第2項及び第4項に規定する事項について、運用委員会の円滑な審議に資するため、事前に審議するものとする。

（委員長）

第3条 本会合に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。
2 委員長は、本会合の会務を総理する。
3 委員長は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

（招集）

第4条 本会合は、必要に応じ、委員長が招集する。
2 委員長は、本会合を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に対して通知しなければならない。

（議事）

第5条 本会合は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
2 本会合の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

（会議の非公開）

第6条 本会合の会議は、これを公開しない。

(議事要旨)

第7条 本会合については、次の各号に掲げる事項を記載した議事要旨を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事となった事項

2 前項の議事要旨は、本会合の確認を得て公表する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、本会合の運営に必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第9条 本会合に関する庶務は、年金資金運用基金の協力を得て、年金局総務課において行う。

附則

この規則は、平成17年7月 日から施行する。